

告示

埼玉県告示第五百一号

埼玉県薬物の濫用の防止に関する条例（平成二十七年埼玉県条例第十九号）第十条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和六年五月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 知事指定薬物

（八R）―N・N―ジエチル―六―メチル――「（チオフェン―ニ―イル）カルボニル」―九・十―ジデヒドロエルゴリン―八―カルボキシアミド（通称名一T―LSD）及びその塩類

二 効力発生の日

令和六年五月二日